

海事産業強化法^{*}に基づく 特定船舶導入計画認定制度

国土交通省 海事局

海事産業強化法に基づく計画認定・支援制度の概要

(海事産業強化法:令和3年5月21日公布、8月20日施行)

<造船・舶用> 造船・舶用事業者が作成する生産性向上や事業再編等の計画を認定・支援

<海運> 海運事業者等と造船事業者が共同で作成する特定船舶（環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶）の導入計画を認定・支援

⇒ 船舶の供給側の造船と需要側の海運の両面からの総合的な施策により好循環を創出

造船分野

事業基盤強化促進基本方針

(国土交通大臣等が策定)

大臣認定

事業基盤強化計画

(造船・舶用事業者が作成)

<支援措置>

- 日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- 税制の特例



好循環を創出

海運分野

特定船舶導入促進基本方針

(国土交通大臣等が策定)

大臣認定

特定船舶導入計画

(海運事業者等と事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者が共同で作成)

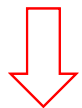
<支援措置>

- 日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- <外航船>税制の特例
- <内航船>鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度の利率軽減等

支援措置の概要（計画認定を受ける場合のメリット）

事業基盤強化計画 （造船・船用事業者）

- 日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援
 - ✓ 財政融資資金を活用したツーステップローン ※ 事業規模が、50億円又は過去3年の設備投資額の合計以上である場合
- 税制の特例（事業再編を行う場合） ※計画認定後1年以内に登記した不動産に限る。
 - ✓ 会社設立・合併、不動産売買等の登録免許税を最大80%（税率0.05%～1.6%）軽減
- 地域未来投資促進法の計画認定手続簡素化
 - ✓ 設備投資を行う場合の課税特例（法人税等）



事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者で特定船舶※を建造する場合 ※要件は、特別償却と概ね同じ。

特定船舶導入計画 （海運事業者等及び造船事業者）

- 日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援
 - ✓ 財政融資資金を活用したツーステップローン ※ 日本法人の海外子会社等、密接な関係を有する海外法人も支援対象
※ 事業規模が、50億円以上である場合
- 〈外航船〉税制の特例
 - ✓ 「国際船舶」の要件を満たす特定船舶について、以下の特例を措置 ※いずれも、R8年度まで
 - 【登録免許税】 新造船について、税率を50%（本則0.4%→0.2%）軽減
 - 【固定資産税】 課税標準を1/36に軽減 ※ 通常の外航船の課税標準は1/6、「国際船舶」の課税標準は1/18
- 〈内航船〉鉄道・運輸機構（JRTT）船舶共有建造制度の利率軽減等
 - ✓ 共有割合を80～95%に拡大（通常は70～90%）、利率を0.2%軽減

支援措置(ツーステップローン制度の概要)

- 海運業における高性能・高品質な特定船舶を導入する事業及び造船業における事業基盤強化のための事業に関する計画の国土交通大臣の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき行う事業について、株式会社日本政策金融公庫より融資を受けた指定金融機関が事業者に対し、長期・低利の融資を実施。



事業(例)

事業基盤強化事業

事業再編等の競争力強化のための基盤整備

※ 事業規模が、50億円又は過去3年の設備投資額の合計以上である場合



特定船舶導入事業

高性能・高品質な特定船舶の導入

※ 事業規模が、50億円以上である場合



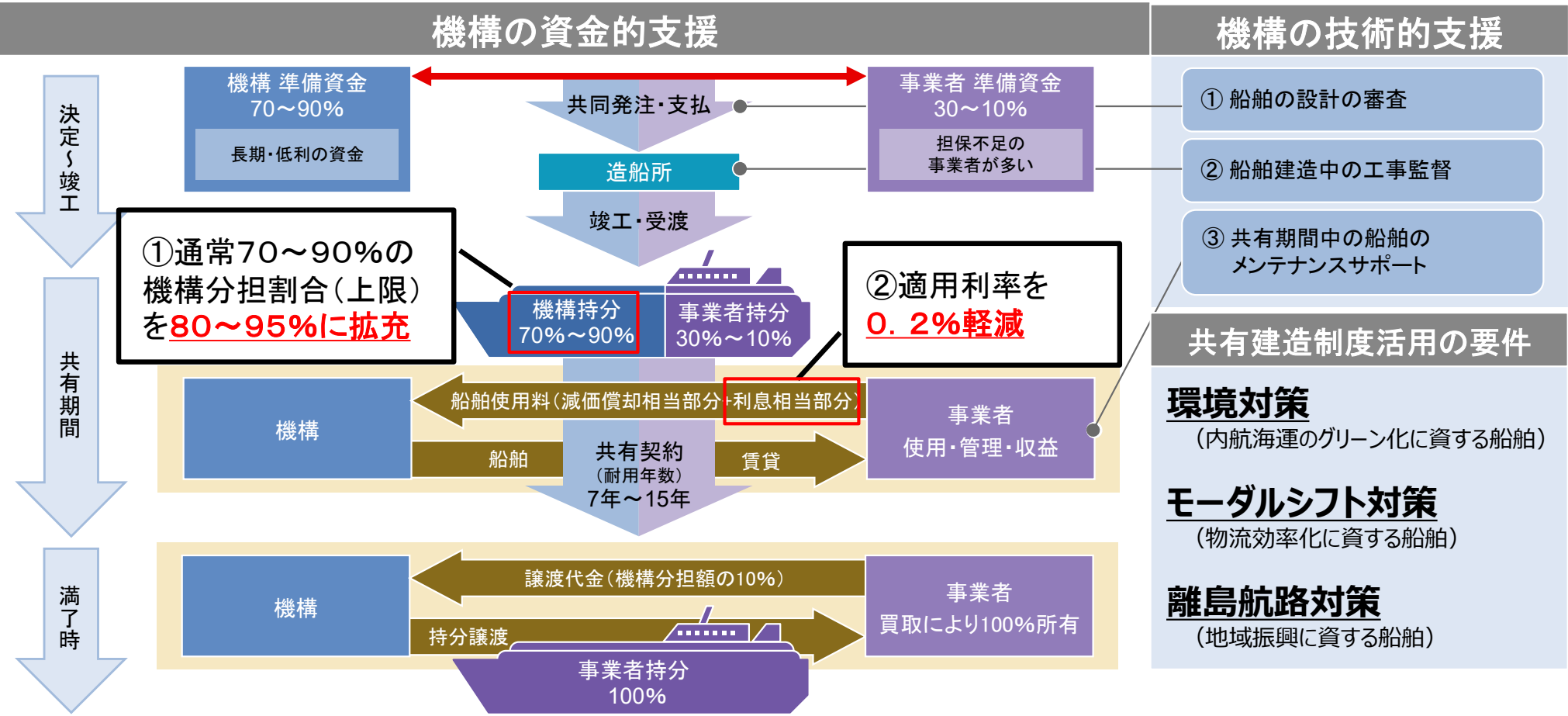
「船舶共有建造制度」とは

鉄道施設・運輸施設整備機構（JRTT）と事業者が費用を分担して船舶を共有建造し、事業者が共有期間（旅客船7年～15年、貨物船10年～15年）を通じて、JRTTに船舶使用料を支払う制度。

「令和3年度制度改正内容」

「特定船舶※導入計画の認定を受けた船舶」について①共有比率の上限の拡充及び②利率軽減を実施。

※安全・低環境低負荷で高品質な船舶



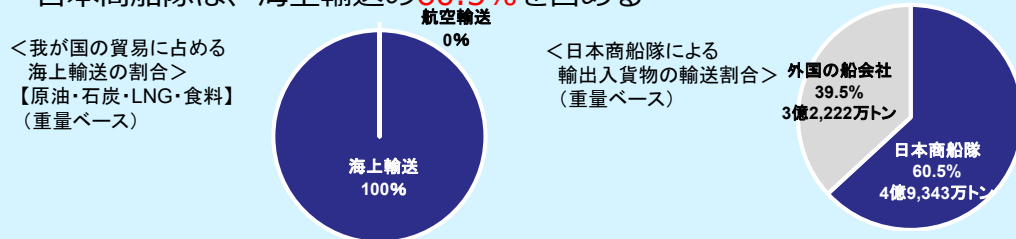
特定船舶の導入の促進に関する基本方針(概要)

1. 特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事項

○特定船舶の導入の促進の意義

外航

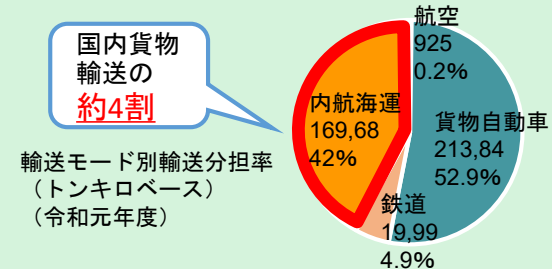
- ・海上輸送は、我が国貿易量の**99.6%**を占める
- ・エネルギー・食料等の主な物資の海上輸送割合は約**100%**
- ・日本商船隊は、海上輸送の**60.5%**を占める



→ 安定的な海上輸送の確保は我が国の発展に極めて重要であり、我が国外航海運の国際競争力の強化を図ることが必要

内航

- ・国内貨物輸送全体の**約4割**を占める
- ・産業基礎物資輸送（鉄鋼等の金属、石油製品、セメント）の**約8割**を占める



→ 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、生産性向上による経営力向上が必要

○特定船舶の導入の促進の目標

外航

現状：外航事業者が導入する船舶のうち、「特定船舶」の要件を満たす船舶は約**21%**

令和7年度を目途に、約**30%**の普及を目指す

内航

現状：内航事業者が導入する船舶のうち、「特定船舶」の要件を満たす船舶は約**8%**

令和7年度を目途に、約**15%**の普及を目指す

2. 特定船舶の導入の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

外航

- ・日本政策金融公庫を活用したファイナンスの仕組みの創設による資金調達の円滑化・多様化
- ・日本船舶に係る固定資産税等の軽減措置
- ・船舶特別償却制度などによる環境性能が高い船舶の導入促進 等

内航

- ・日本政策金融公庫を活用したファイナンスの仕組みの創設による資金調達の円滑化・多様化
- ・船舶共有建造制度の共有比率の上限の拡充及び利率軽減
- ・船舶特別償却制度などによる環境性能が高い船舶の導入促進 等

3. その他の基本方針に記載する事項

- ・船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
(国際競争力強化等の観点から、特定船舶の積極的な導入を図ること等)
- ・特定船舶導入計画の認定要件の詳細

- ・日本政策金融公庫等の役割（民間金融機関の補完による資金調達の円滑化）
- ・政府による必要な貸付資金の確保 等

認定・支援の流れ

事業基盤強化計画の認定

造船・船用事業者

計画認定を受けた造船事業者が
「特定船舶」を建造

「事業基盤強化計画」の作成・申請



「事業基盤強化計画」の認定



国
(国土交通大臣)

支援措置

- 日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援（ツーステップローン）
- 登録免許税の軽減

特定船舶導入計画の認定

海運事業者等

「特定船舶導入計画」の作成・申請
(上記の認定を受けた造船事業者と共同で作成)



「特定船舶導入計画」の認定

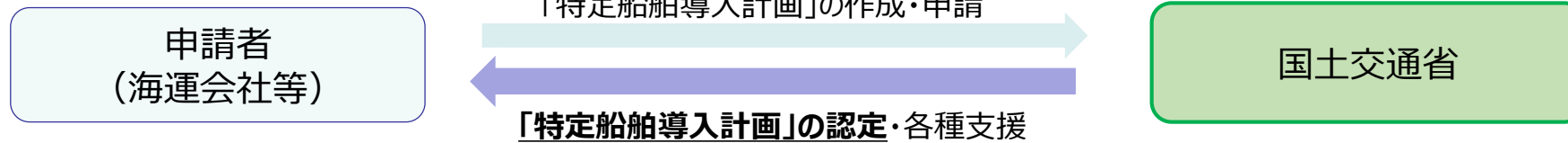


国
(国土交通大臣)

支援措置

※日本法人のみならず、日本法人の海外子会社等、密接な関係を有する海外法人も支援対象。

- 日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援（ツーステップローン）
- 登録免許税・固定資産税の軽減（要件を満たす場合）
- 共有船舶建造制度の利率軽減



＜特定船舶導入計画の認定要件＞

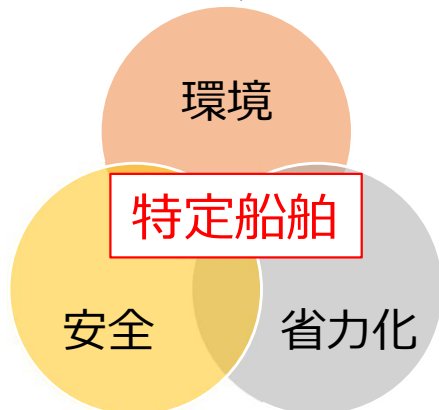
要件① (建造する造船所)

- 「特定船舶導入計画」に記載する船舶を建造する**造船所が「事業基盤強化計画」の認定を受けていること**



要件② (船舶の要件)

- 以下に合致する装置や技術を備えた船舶であること



「環境」・・・省エネ (省CO₂) 性能に優れた船型や大気汚染の防止に資する装置

「安全」・・・航行の安全に資する装置 (航行支援装置など)

「省力化」・・・荷役作業等の省力化に資する装置

- **船舶に係る特別償却制度 (令和元年度～2年度まで) の要件と同じ**です。
(ただし、構造等が特殊により上記装置等を有することが合理的でないと認められる場合等は、この限りではありません。)
※ 詳細は、二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示 (令和3年国土交通省告示第1171号) をご参照ください。
- **固定資産税の特例措置を活用する場合は、令和5年度以降の特別償却制度の要件を満たす必要**があります。【後述】

＜特定船舶導入計画の認定要件＞【20ページの続き】

要件③（基本方針の適合性）

- ①計画期間内に特定船舶の導入が図られるものであること
- ②事業の実施スケジュールが明確であり、資金が十分に確保できることが見込まれること
- ③認定事業基盤強化事業者が事業基盤強化の促進に関する基本方針3.（2）①に規定する基準（品質の向上に資する取組に関する基準）を達成していること
- ④当該特定船舶の導入によって、我が国海運の質的低下をもたらすおそれのないことその他我が国海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと

特定船舶の要件(1/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
環境負荷低減	主機関・推進装置(以下のいずれか) ・低NOxエンジン ・電子制御エンジン ・電気推進装置	○	○	○	○	○	○
	LED照明器具	×	×	○	○	○	○
	低摩擦塗料	×	×	○	○	○	○
	低環境負荷ボイラー(該当船のみ、以下のいずれか) ・A重油専用 ・自動制御型ボイラー ・コンポジットボイラー(外航のみ)	×	○	○	○	○	○
	燃料油タンク(以下のいずれか) ・船底外板・船側外板を構造に含まないもの ・オーバーフローラインを有するもの	○	○	○	○	○	△
	発電用機関(以下のいずれか) ・燃料油自動温度制御装置付機関 ・A重油専用発電機関 ・ターボジェネレーター ・風力発電機関(外航のみ) ・排ガス浄化装置付発電機関(外航のみ)	×	○	○	○	○	△
	バルバスバウ又はバルブレス船首船型	×	×	○	○	○	△

特定船舶の要件(2/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
環境負荷低減	推進効率改良装置／船型(以下のいずれか) ・推進関係機器(以下のいずれか) a. 効率改良型プロペラ b. 推進効率改良型舵 c. 船尾フィン ・エア・シール型船尾管軸封装置 ・風圧抵抗軽減型船首	×	○	/			
	効率改良型プロペラ	/					
	推進効率改良装置／船型(プロペラ以外) (以下のいずれか) ・推進効率改良型舵 ・船尾フィン ・空気潤滑システム ・燃料改質器 ・船尾バルブ ・効率改良型船型(バトックフロー船型等)			/		○	○
	機関室内ビルジ高位警報装置	○	○			○	○
	サイドスラスタ	×	×	○	○	×	×
	船首方位制御装置	×	○	○	○	×	×

特定船舶の要件(3/5)

		外航船		内航船			
	要件	燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
環境負荷低減	熱効率改良装置(以下のいずれか) ・排気ガスエコマイザー ・軸発電機装置 ・冷却清水熱利用装置	×	○	○	×	×	×
	ビルジ処理装置	○	○	×	×	×	×
	汚水処理装置	○	○	×	×	×	×
	バラスト水処理装置(条約に基づく対象船のみ)	○	○	×	×	×	×
	造水機	×	○	×	×	×	×
	給湯器	×	○	×	×	×	×
	新造船燃費指標(国際規制値2%以上上乘せ)	○	×	×	×	×	×

※特定船舶に係る固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける場合には、以下の要件を追加

環境負荷低減	グレイウォータータンク	○	○	
	ビルジプライマリータンク	○	○	

特定船舶の要件(4/5)

		外航船		内航船			
要件		燃費規制対象	燃費規制対象外	2000 GT以上	2000 GT未満～	510 GT未満～	300 GT未満～
安全・省力化	エンジン過回転防止・潤滑油圧力低下保護装置	○	○	○	○	○	○
	燃料油・潤滑油・冷却水の自動温度制御装置	○	○	○	○	○	○
	荷役用甲板ハッチカバー等駆動装置(該当船のみ)	○	○	○	○	○	○
	機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置	○	○	○	○	○	△
	自動操舵装置	○	○	○	○	○	△
	船舶自動識別装置	×	×	○	○	○	×
	機関室内火災探知装置	○	○	○	○	×	×
	エンジン遠隔操縦装置	○	○	○	○	×	×
	電源自動制御装置	○	○	○	○	×	×
	衛星航法装置	○	○	○	×	×	×
	予備ポンプへの自動切替装置	○	○	○	×	×	×
	自動衝突予防援助装置	○	○	○	×	×	×
バラスタタンク遠隔制御装置	○	○	○	×	×	×	

特定船舶の要件(5/5)

		外航船		内航船			
	要件	燃費規制 対象	燃費規制 対象外	2000 GT 以上	2000 GT 未満～	510 GT 未満～	300 GT 未満～
安全・省力化	係留用ウインチの遠隔制御装置	○	○	○	×	×	×
	燃料タンク液面遠隔監視・警報装置	○	○	×	×	×	×
	エンジン運転状態の自動記録装置	○	○	×	×	×	×
	海事衛星通信装置	○	○	×	×	×	×
	燃料補給弁遠隔制御装置(弁が5つ以上の場合)	○	○	×	×	×	×
	液体ばら積み貨物荷役装置の遠隔制御装置	○	○	×	×	×	×

1. 詳細は、海上運送法第39条の19の特定船舶の要件を定めた「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示」(令和3年国土交通省告示第1171号)をご確認ください。
2. 告示の規定により、要件の一部免除又は同等以上の効力のものによる代替が認められる場合がありますので、次ページをご参照ください。

□ 特定船舶の要件について、

- 構造又は航行の態様により備えることが困難な場合に、要件の一部免除
- 同等以上の効力のものによる代替

を認めることとしています。^(注)

○「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示(令和3年国土交通省告示第1171号)」(抄)

- 一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。
- 二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

□ 特定船舶導入計画は、海運事業者及び特定船舶を建造する造船事業者が申請を行うものですが、特定船舶導入計画の申請を行う事業者でなくても、予め、相談に応じて、技術資料等において十分な根拠が示されていることが確認できる場合等には、当該構造等の取扱について、可能な限りその方針を示すこととしています。

□ 上記の取扱の適用を希望される場合は、下記にご相談下さい。

【相談先】 海事局 船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室

TEL :03-5253-8634

MAIL : hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp

(注) 要件の一部免除、同等効力による代替が認められるのは、海上運送法第39条の19に基づく特定船舶の要件のみで、租税特別措置法施行令に基づく船舶の特別償却、地方税法に基づく国際船舶の固定資産税の特例を受けるための要件としては、認められていませんのでご注意ください。

特定船舶導入計画に係る支援措置の内容

【日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援（財政融資資金を活用したツーステップローン）】



[融資対象となる事業]
 事業規模：50億円
 融資期間：5年以上

- その他融資条件（利率等）については、指定金融機関が審査し決定します。
 （指定金融機関と個別にご相談ください。）

【日本船舶に係る税制特例措置】

登録免許税

- 国際船舶のうち、新造の特定船舶について税率を0.2%に減免する（本則0.4%）

固定資産税

- 国際船舶のうち、特定船舶について固定資産税の課税標準を $1 / 36$ とする。 ※国際船舶 $1 / 18$

- 固定資産税の特例措置を活用する場合は、令和5年度以降の特別償却制度と同じ要件を満たす必要があります。
 ※ 詳細は、地方税法施行規則附則第6条第28項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号）をご参照ください。

【参考】国際船舶の増加促進に係る特例措置の拡充・延長

(特定船舶の税制特例について)

我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立を図るとともに、安全・環境性能等に優れた船舶の導入を促進し国際競争力の強化を図るため、登録免許税の特例措置について、新造船の対象を特定船舶に限定し税率を更に軽減した上で、3年間延長する。また、固定資産税の特例措置について、現行の措置を3年間延長する。

施策の背景

四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の99.6%を海上輸送に依存しており、そのうち66.2%を日本商船隊が輸送。

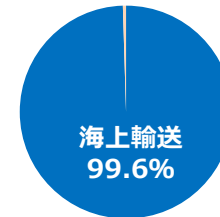
我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じて経済安全保障の確立を図るため、その中核を担う国際船舶^{※1}の増加を促進することが必要。

併せて、世界単一市場の中、我が国の海運事業者が国際的ニーズに応え競争力を高めるため、安全・環境性能等に優れた船舶(特定船舶^{※2})の導入を促進することが必要。

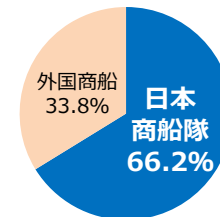
※1 日本船舶であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて、国際海上輸送の確保上重要なもの

※2 事業基盤強化計画を作成し国土交通大臣の認定を受けた造船所で建造し、国土交通大臣の認定を受けた特定船舶導入計画に基づいて導入する安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶

我が国の貿易に占める海上輸送の割合(重量ベース)



日本商船隊による輸出入貨物の輸送比率(重量ベース)



日本商船隊の船籍国別隻数上位6カ国の状況

	船籍	登録免許税 又は登録料	固定資産税
1	パナマ	43万円	非課税
2	日本	1,925万円	課税
3	リベリア	非課税	非課税
4	マーシャル諸島	178万円	非課税
5	シンガポール	165万円	非課税
6	香港	21万円	非課税

・総トン数10万トン(純トン数6.6万トン)、船価50億円の
新造船を想定。
・日本船主協会からの情報提供に基づき海事局作成。

要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】

国際船舶に係る税率を軽減(本則0.4% → 0.35%)

結果

【登録免許税】

新造船について、対象を国際船舶のうち特定船舶に限定し税率を更に軽減(本則0.4% → 0.2%)した上で、3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

特例措置の内容

【固定資産税】

国際船舶に係る課税標準を軽減
(外航船舶: 1/6 → 国際船舶: 1/18 (うち特定船舶は1/36))

結果

【固定資産税】

現行の措置を3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

【参考】国際船舶制度の概要

国際船舶とは、

日本籍船であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術水準等からみて**国際海上輸送の確保上重要**なもの

(海上運送法第44条の2) ※海外への譲渡・貸渡について届出制・中止勧告制あり (法第44条の3)

要件【次の(1)～(4)を全て満たす船舶】 (海上運送法施行規則第43条第1項)

(1) 総トン数2,000トン以上の船舶

(2) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶

(3) 本邦と外国の港との間及び外国の各港間において専ら船舶運航事業に使用されている船舶

(4) 次のいずれかに該当する船舶

①承認船員配乗船

STCW条約締結国が発給した資格証明書を有する外国人船員が、国土交通大臣の承認を受けて船舶職員として乗り組んだ船舶

②代替燃料船

二酸化炭素の放出の抑制に資する物質（液化天然ガス等）を燃料とする船舶

特定船舶導入計画の申請手続について①

【計画の申請の流れ】

計画の申請

約2ヶ月（目安）

計画の認定
（計画開始）

- 計画の申請は、船舶運航事業者等※及び導入する特定船舶を建造する造船所（認定事業基盤強化事業者）が共同で申請する必要があります。
- 計画期間は、認定申請日を含む事業年度の翌年度の開始の日から5年以内です。

※ 申請対象となる会社について（例）

- ① 日本の船舶運航事業者、船舶貸渡業者等
- ② 日本の船舶運航事業者、船舶貸渡業者等の子会社（ONE等の海外子会社を含む）
- ③ ②の子会社（海外子会社を含む）
- ④ 日本の会社と設立した海外子会社（日本の船舶運航事業者が一部出資したものに限る）

（参考）改正海上運送法第44条第5項の規定内容

- 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と国土交通省令で定める密接な関係を有する者に限る。

⇒ 国土交通省令で会社法に定める子会社等と規定。

特定船舶導入計画の申請手続について②

【計画の申請期限】

- 計画の申請は対象船舶の契約締結日以降、引き渡しの2カ月前までを期限※とします。
 - ※ 引き渡しまでに認定を受けている必要があります。また、特定船舶を建造する造船所は対象船舶の起工予定日までに事業基盤強化計画の認定を受け、かつ、品質に係る基準を満たす必要があります。
 - ※ ただし、以下の場合、対象船舶の起工予定日までに計画の認定を受けている必要があります。
(原則として、起工予定日の2カ月前までに計画を申請してください。)
 - ① 日本船舶に係る固定資産税の特例措置の適用を受ける予定の場合
 - ② 先進船舶導入等計画の認定みなし制度 (注) を活用し、先進船舶導入等計画の認定を受け、船舶に係る特別償却制度の適用を受ける予定の場合
 - ※ なお、計画の活用を検討中の場合は、可能な限り、事前にご相談ください。

(注) 特定船舶導入計画の申請と先進船舶導入等計画の申請を一括で行う制度です。(詳細はお問い合わせください。)

特定船舶導入計画の申請手続について③

【必要な申請書類・提出先について】

- 船舶運航事業者等、認定事業基盤強化事業者各々が申請書類等※を提出する必要があります。

※記載例は、国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/maritime_tk5_000068.html#tokutei-senpaku) に掲載しています。

申請書類等	提出者	提出先
特定船舶導入計画の認定申請書（※1）	船舶運航事業者等 及び 認定事業基盤強化事業者	外航課 又は 内航課
【添付書類】		
① 定款・法人の登記事項証明書等 ② 最近の事業年度における事業報告・貸借対照表・損益計算書 ③ 特定船舶の技術要件を満たす予定であることを証する書類（※2）	船舶運航事業者等 船舶運航事業者等	
※1：特定船舶導入計画認定制度申請要領 P.1参照 ※2：特定船舶導入計画認定制度申請要領 P.4参照		
④ 導入を行おうとする特定船舶の計画要目（※）、一般配置図その他必要な図面、契約船価及びその内訳、製造仕様の概要、作業計画（建造工程の計画）、使用計画、建造契約書の写し 等	認定事業基盤強化事業者	船舶産業課
⑤ 認定事業基盤事業者が品質向上に関する基準を達成していることを示す書類	認定事業基盤強化事業者	

※計画要目：用途、総トン数、載貨重量トン数、主要寸法、機関の種類・数・最大出力、航海速力、航行区域

【特定船舶導入計画認定制度】

<外航海運>

外航課 税制班

TEL : 03-5253-8119

Mail : hqt-zeisei-shinsei@ki.mlit.go.jp

<内航海運>

(全般)内航課 事業班

TEL : 03-5253-8627

Mail : hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

(JRTT共有建造)総務課 企画

TEL : 03-5253-8605

【全体窓口・事業基盤強化計画認定制度】

船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室

TEL : 03-5253-8634

Mail : hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp